

令和7年度 美唄市地域おこし協力隊募集要領（スポーツの振興）

美唄市は、札幌市と旭川市の間位置し、雄大な石狩平野の緑豊かな水田や畑が広がり、明瞭な四季が織りなす美しい自然環境に恵まれた道内有数の穀倉地帯として重要な役割を果たすとともに、アスパラガスやハスカップなど様々な農産物を生産しています。また、開拓時代から伝わる郷土料理の「美唄とりめし」や日本7大焼き鳥の1つである「美唄焼き鳥」など、先人たちが築き上げた歴史と伝統を礎に発展を遂げてきました。

炭鉱最盛期には9万人を超える人口を有しましたが、急激な人口減少や少子高齢化が進む中、地域の子どもの支援する組織や指導者の減少が続いていることから、スポーツに関する経験が豊かで意欲ある人材を誘致することで、多世代の人々がふれあい、子どもたちが健やかに成長し、安心して子育てができるまちを目指すとともに、学校教育と社会教育を両輪としながら関係団体の育成等を進め、子どもたちが未来を力強く生きていく力を育むため、教育委員会と一緒に活動する地域おこし協力隊を以下のとおり募集します。

1 募集人員

地域おこし協力隊員1名

2 主な活動内容

- (1) 基礎体力向上を目的とした教室の開催（体幹、水泳、クライミング教室など）
 - (2) スポーツ少年団活動の強化（育成、指導、助言など）
 - (3) 市内スポーツ団体と連携したスポーツ支援活動及び情報発信
 - (4) 中学校・高校の運動部活動支援
 - (5) 社会教育士及びスポーツ指導者資格の取得
 - (6) 地域スポーツクラブの強化に向けた調査研究
 - (7) 部活動改革に備えた指導者の育成及び調査研究
 - (8) 退任後の起業又は就業するための調査研究及び資格取得など
- ※ 教育委員会及び他の地域おこし協力隊等と連携しながら活動計画に基づく業務を行います。

3 応募条件（下記(1)から(10)の要件を全て満たす方とします。）

- (1) 令和7年4月1日時点で、年齢が満20歳以上の方（性別は問いません。）
- (2) 総務省が定める3大都市圏をはじめとする都市地域等に在住している方で、地域おこし協力隊として美唄市に生活の拠点を移し、住民票を異動できる方
- (3) つぎのア～ウいずれか一つ以上の要件を有する方
 - ア 公益財団法人日本スポーツ協会の公認スポーツ指導者資格を有する方
 - イ 教育職員免許を有する方
 - ウ プロスポーツ経験を有する方
- (4) 過疎地域等の活性化に意欲があり地域住民と親交を深める意欲のある方
- (5) 委嘱期間満了後に美唄市内で起業又は就業して定住する意欲のある方
- (6) 心身ともに健康で正常な状態で誠実に職務ができる方

- (7) 普通自動車免許（A T限定可）を有している方
- (8) パソコンの一般的な操作、SNSによる情報発信ができる方
- (9) 地方公務員法第 16 条に規定する欠格条項に該当しない方
- (10) 次のいずれにも該当しない方

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められる。

イ 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められる。

ウ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる。

エ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる。

4 活動形態及び期間

- (1) 美唄市から委嘱を受け個人事業主として活動していただきます。（市との雇用関係はなし）
- (2) 委嘱日から委嘱年度の年度末までを一区切りとし、年度更新により最長 3 年間委嘱します。
- (3) 委嘱予定時期は、令和 7 年 4 月～（要相談）
- (4) 活動場所は市内一円又は美唄市教育委員会内

5 活動条件

- (1) 委託料年額 3,732,000 円（令和 7 年 4 月 1 日委嘱の場合）
内訳：報酬月額 291,000 円＋基礎活動費月額 20,000 円×12 月
基礎活動費には、社会保険料（国民年金、健康保険料）通信料、ガソリン代、その他消耗品などを含みます。
- (2) 事業活動費は、別途作成する活動計画に基づいた事業に係る経費とし、予算の範囲内で別途支出します。

6 待遇及び福利厚生

- (1) 美唄市と地域おこし協力隊が業務委託契約を締結します。
- (2) 賃貸住宅に居住する場合は、月額 5 万円を限度として市が助成します。
また、入居に係る清掃費及び火災保険料についても市が助成します。
なお、家賃が月額 5 万円を超える場合の超過分及び水道光熱費等は自己負担となります。
- (3) 活動に必要な消耗品、備品等は予算の範囲内で市が貸与又は助成します。
- (4) 活動に関連して出張等を行った場合は、予算の範囲内で市から旅費を支給又は助成します。
- (5) 協力隊員としてふさわしくないと判断した場合は、委嘱期間中であってもその職を解くことができるものとします。
- (6) 本市までの交通費及び引越しに必要な経費は自己負担となります。

7 サポート体制

- (1) 教育委員会生涯学習課に相談担当者を配置します。

8 応募手続き

(1) 応募受付期間

令和7年4月1日（火）から募集人員1名の採用決定まで
郵送で受け付けます。なお、提出された書類は返却しませんので承知願います。
また、提出された個人情報、本事業の目的以外には使用しません。

(2) 提出書類

- ア 美唄市地域おこし協力隊応募用紙
- イ 現在の住民票（本人のみ）
- ウ 運転免許証の写し（表面、裏面ともに必要）

(3) 申し込み・問い合わせ先

〒072-8660 北海道美唄市西3条南1丁目1番1号
美唄市教育委員会生涯学習課 担当：川西
電 話 0126-35-1316（直通）
E-mail sports-shinko@city.bibai.lg.jp

9 選考方法

(1) 第一次選考

書類受付後に書類選考を行い、2週間以内を目途に結果を応募者全員に文書等で通知します。

(2) 第二次選考

第一次選考の合格者を対象に面接を行います。第二次選考に係る日程等の詳細につきましては、第一次選考結果の通知の際にお知らせします。また、面接（第二次選考）に要する交通費及び宿泊等は個人負担となりますので承知願います。

選考結果の報告は、速やかに文書等で第二次選考者全員に通知します。なお、選考内容についての開示はいたしません。

10 注意事項

- (1) 今後、募集内容等の変更があり得ることをご承知ください。